

特定信書便事業の3種類の役務

下記のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみを提供する事業をいいます。

1 大型信書便役務【1号役務】

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達



2 3時間役務【2号役務】

信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達



3 高付加価値役務【3号役務】

その料金の額が800円を超える信書便物を送達



信書については、総務省ホームページ「信書のガイドライン」をご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html